

答 申 情 第 2 0 9 号  
令和 7 年 1 2 月 1 6 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 北 村 和 生  
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第 18 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

令和 6 年 1 1 月 2 2 日付け山地第 215 号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

山科区役所生活福祉課の事務処理に係る公文書一部公開決定事案（諮問第 318 号）



## 1 審議会の結論

処分庁が行った公文書一部公開決定処分は、妥当である。

## 2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和6年9月24日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「令和6年山科福祉事務所保護課の生活保護事務に係る不適切な事務処理の担当ケースワーカーのヒヤリングの公文書、担当査察指導員のヒヤリングの公文書、山科福祉事務所保護課長のヒヤリングの公文書、山科福祉事務所長のヒヤリングの公文書」（以下「本件請求」という（ただし、「山科福祉事務所長のヒヤリングの公文書」を除く。））の公開を請求した。
- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として「山科区役所生活福祉課における不適切な事務処理に係る聴取項目（令和6年6月4日付け）、山科区役所生活福祉課における不適切な事務処理に係る聴取結果（令和6年6月6日付け）、山科区役所生活福祉課における不適切な事務処理に係る聴取結果（令和6年6月18日付け その1）、山科区役所生活福祉課における不適切な事務処理に係る聴取結果（令和6年6月18日付け その2）、山科区役所生活福祉課における不適切な事務処理に係る聴取結果（令和6年6月18日付け その3）、山科区役所生活福祉課における不適切な事務処理に係る聴取結果（令和6年6月18日付け その4）」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、令和6年10月11日付けで、その旨及びその理由を次の通り審査請求人に通知した。

### 条例第7条第1号及び第6号に該当

聴取対象者、聴取対象者の所属、聴取場所、関係者等の氏名、聴取対象者の心身の状況及び個人の内心等に関する具体的な記載等については、個人に関する情報であって、それらの情報により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、本市等が行う事務又は事業に関する情報であって、当該情報を公にすることにより、それら事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

なお、山科福祉事務所長のヒヤリングの公文書については、本件処分と同じく令和6年10月11日付けで、不存在による非公開決定処分を行い、その旨及びその理由を審査請求人に通知している。

- (3) 審査請求人は、令和6年10月24日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分において非公開とした部分のうち、個人が特定できる部分以外について、取消しを求める審査請求をした。

## 3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

#### 4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

##### (1) 本件公文書について

本件公文書は、山科区役所生活福祉課における不適切な事務処理について行われた監察業務において作成され、山科区監察担当が関係職員に対して事実関係の確認、原因究明のために実施した聴取内容を記録化したものである。

地方公務員法において、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない（第30条）」「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない（第33条）」と定められている。

監察業務とは、職員の非行等により、本市市政に対する市民の信用失墜（地方公務員法第33条への抵触）が疑われる場合等において、その事実関係を調査・確定のうえ評価するとともに、再発防止策等の必要な対応を検討、実施するものである。

##### (2) 条例第7条第6号に該当することについて

本件公文書のうち、本件審査請求の対象となる箇所は聴取対象者及び監察担当の発言であり、これらの内容から監察担当による聴取項目、全体の質問構成及び質問順序、質問に至るまでの折衝内容が判明する。

本件審査請求の対象となる箇所が公開されることで、監察業務に係る調査手法が明らかとなり、今後における類似の調査への対策を取られ、調査が形骸化し、監察業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、本件聴取は聴取対象者に対して「監察規則に基づき事情をうかがうものであるため、質問及び回答内容を公言しないよう」徹底している。

本市職員が令和6年7月9日開催の環境福祉委員会において、山科区役所生活福祉課における不適切な事務処理について一定の報告を行なっていることは事実であるが、監察業務における聴取は公にすることを前提として行われたものではなく、それは摘録についても同様である。

本件審査請求の対象となる箇所が公開されると、今後の監察業務に当たり、関係者の率直な供述を得ることを困難にする可能性があり、調査に当たって関係者の協力が得にくくなり、監察業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

これらのことから、本件審査請求の対象となる箇所を公開することは、公正かつ円滑な監察業務の実施に支障を及ぼすおそれがある。

以上の理由から、条例第7条第6号に該当する。

なお、本件審査請求の対象となる箇所については、条例第7条第1号にも該当すると判断するが、本件審査請求の内容の争点とされていないため第1号該当性については弁明しない。

##### (3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

## 5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 黒塗り部分について、令和6年7月9日開催の環境福祉委員会にて、本市職員が聴取内容を話している。
- (2) 私に対する侮辱、差別である。
- (3) 山科の監察としての分析や問題点について、被保護者が生活保護費をもらいすぎの自覚の有無について、また、課税調査でなぜ発覚しなかったのかについて、なぜ市議会に報告しないのか。
- (4) 被保護者、現業員、査察指導員、保護課長、福祉事務所所長のヒヤリングの公文書を請求しているが、不存在による非公開決定処分でわかるとおり、福祉事務所所長は聴取なしということは、所長以外は聴取したことになり、聴取対象者を明らかにしたことになる。なぜこの部分まで黒塗りにするのか。

## 6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

### (1) 本件公文書について

本件公文書は、山科区役所生活福祉課における不適切な事務処理について行われた監察業務において作成され、山科区監察担当が関係職員に対して事実関係の確認、原因究明のために実施した聴取内容を記録化したものである。

### (2) 本件処分について

ア 処分庁は、本件公文書において非公開とした、聴取対象者及び監察担当の発言については、監察担当による聴取項目、全体の質問構成及び質問順序、質問に至るまでの折衝内容が判明する内容であり、公開されることで、監察業務に係る調査手法が明らかとなり、今後における類似の調査への対策を取られ、調査が形骸化し、監察業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当すると主張する。

イ 一方、審査請求人は、本市職員が令和6年7月9日開催の環境福祉委員会において、山科区役所生活福祉課における不適切な事務処理について一定の報告を行っている等の理由により、条例第7条第6号に該当しないと主張する。

ウ 条例第7条第6号は、本市等が行う事務事業の中には、監査、契約、調査に係る事務など、当該事務又は事業の性質上、公開することによって、その目的が損なわれたり、公正かつ適切な執行が妨げられるものがあるため、これらに係る情報について、非公開とすることを定めたものである。

エ 当審議会において、本件公文書を見分したところ、処分庁が非公開としている箇所には、聴取

対象者と監察担当の発言内容が記載されていることが認められた。本件におけるような監察業務においては、監察担当による聴取項目、全体の質問構成及び質問順序、質問に至るまでの折衝内容や、具体的な調査手法が明らかになれば、今後における類似の調査への対策を取られ、監察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは十分理解できる。また、聴取を受ける者が率直な意見を述べるために、前提として聴取内容が公にされないことが担保されていなければ、関係者の率直な供述を得られず、正確な事実の把握を困難にする可能性があり、監察業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの処分庁の主張に特段不合理な点はなく、条例第7条第6号に該当すると判断する。

### (3) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

### (参考)

#### 1 審議の経過

令和6年	11月22日	諮詢
	12月20日	諮詢庁からの弁明書の提出
令和7年	1月20日	審査請求人からの反論書の提出
	9月11日	諮詢庁の職員の口頭理由説明（令和7年度第5回会議）
	11月13日	審査請求人の口頭意見陳述（令和7年度第7回会議）
	12月16日	審議（令和7年度第8回会議）

#### 2 本件諮詢について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）